

鹿屋市かごしま出会いサポートセンター登録補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、結婚を希望する独身男女の出会いづくりを支援し、もって本市の少子化対策及び本市への定住促進を図るため、鹿児島県が開設したかごしま出会いサポートセンター（以下「センター」という。）への登録を行った者に対し、予算の範囲内において鹿屋市かごしま出会いサポートセンター登録補助金（以下「補助金」という。）を交付することを目的とし、その交付については、鹿屋市補助金等交付規則（平成18年鹿屋市規則第73号）及びこの要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本市に住所を有し、現に婚姻をしていない者であること。
- (2) 令和6年4月1日以後にセンターに入会した者であること。
- (3) 市税等の滞納がないこと。
- (4) 鹿屋市暴力団排除条例（平成24年鹿屋市条例第19号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していないこと。

(補助金の額等)

第3条 補助金の額は、センターの入会登録料に2分の1を乗じて得た額とする。

2 補助金の交付は、同一の補助対象者につき1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、鹿屋市かごしま出会いサポートセンター登録補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) センターの入会登録料を納入した事実及び金額が分かるもの
- (2) 現住所を証する書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定により申請をすることができる期限は、センターに入会した日の属する年度の3月31日とする。

(補助金の交付決定及び額の確定)

第5条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付の決定及び額の確定を行い、その旨を鹿屋市かごしま出会いサポートセンター登録補助金交付決定及び交付確定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知する。

（補助金の請求及び交付）

第6条 前条の通知を受けた申請者が補助金を請求しようとするときは、鹿屋市かごしま出会いサポートセンター登録補助金請求書（別記第3号様式。以下「請求書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（決定通知の取消し又は補助金の返還）

第7条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が、虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受けたと認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の返還させることができる。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別記

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

（申請者）

住 所

氏 名

電話番号

E-mail

鹿屋市かごしま出会いサポートセンター登録補助金交付申請書

鹿屋市かごしま出会いサポートセンター登録補助金の交付を受けたいので、鹿屋市かごしま出会いサポートセンター登録補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額

入会登録料×1／2 _____ 円

2 かごしま出会いサポートセンター入会日 _____ 年 月 日

3 添付書類

- (1) センターの入会登録料を納入した事実及び金額が分かるもの
- (2) 現住所を証する書類（住民票、運転免許証など）
- (3) その他市長が必要と認める書類

4 私は、鹿屋市かごしま出会いサポートセンター登録補助金交付の申請に当たり、下記のとおり誓約します。

☐ 私は、鹿屋市かごしま出会いサポートセンター登録補助金交付要綱第4条の申請事項確認のため、住民登録情報、市税等の納付状況について、市長が調査することに同意します。

☐ 私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員ではありません。

☐ 私は、補助金の交付後に婚姻に至った場合は、速やかに鹿屋市へ報告いたします。

☐ 私は、鹿屋市から引き合わせ、婚姻の状況等に関する問合せがあった場合には、現況を回答いたします。また、連絡先の変更があった場合は、速やかに鹿屋市へ報告いたします。

第2号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿屋市長



鹿屋市かごしま出会いサポートセンター登録補助金交付決定及び交付確定通知書

年 月 日付けで申請のあった鹿屋市かごしま出会いサポートセンター登録補助金については、鹿屋市かごしま出会いサポートセンター登録補助金交付要綱第5条の規定により下記のとおり交付することに決定し、交付額は交付決定額と同額に確定しましたので通知します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 交付確定額 円
- 3 交付決定に付する条件

鹿屋市かごしま出会いサポートセンター登録補助金交付要綱の規定に違反し、又は虚偽の申請その他不正の手段により補助金を受けたと認められた場合は、既に交付した補助金を返還しなければならない。

第3号様式（第6条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

（請 求 者）

住所

氏名

印

電話番号

鹿屋市かごしま出会いサポートセンター登録補助金請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定及び交付確定通知のあった
鹿屋市かごしま出会いサポートセンター登録補助金について、鹿屋市かごしま出
会いサポートセンター登録補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり請求し
ます。

記

1 請 求 額 円

2 振込口座

金融機関名	銀行 金庫 組合農協	支店名	支 店 支 所 出張所 代理店
預金種別	普通 ・ 当座 ・ 貯蓄	口座番号	
フリガナ 口座名義人			

※口座名義については必ず請求者氏名と一致すること。